

介護職員等の宿舍借り上げに必要な経費の一部を補助します

地域密着型サービス事業所対象

申請区分	補助対象経費	補助基準額	補助率	要件等
ア 福祉避難所	法人が支出した介護職員等の宿舍を借り上げるために必要な経費	宿舍 1 戸あたり 月額82,000円 ・ 1 事業所につき2戸まで ・ 同一職員の利用は最大10年まで	7 / 8	・ 宿舍の場所は、事業所から 10 km 圏内 ・ 対象職員は災害対策上の業務に従事
イ 災害時覚書締結事業所			区から最大 月71,000円 の補助	
ウ その他事業所	・ 賃料 ・ 共益費(管理費) ・ 礼金 ・ 更新料等 ※入居者負担がある場合は当該金額を差し引く		1 / 2	・ 災害対策上の要件なし (区内の地域密着型サービスであれば全ての事業所が対象)
			区から最大 月41,000円 の補助	

- 補助対象者 荒川区内で地域密着型サービス事業所を運営する法人 (区立施設は対象外)
- 対象職員 介護職員、訪問介護員、生活相談員、介護支援専門員、計画作成担当者の職務に従事する職員 (基準上、配置の定めがある職種)

主な補助要件

- ・ 法人が借り上げた宿舍に雇用した対象職員が入居していること (法人が賃貸借契約を締結)
- ・ 対象宿舍は法人または法人の役員が所有する物件でないこと
- ・ 補助対象経費が重複する補助金等を受けていないこと
- ・ 対象職員は法人の役員でないこと
- ・ 対象職員が非常勤職員である場合は、所定労働時間が週 20 時間以上であること
- ・ 申請区分アイの場合は、対象職員は災害対策上の業務に従事する職員であること。また法人と当該職員の間でその条件が書面 (入居契約等) により締結されていること
- ・ 対象職員、その同居人が住居手当や東京都居住支援特別手当(令和6年度実施)を受給していないこと

イ災害時覚書締結事業所とは…

- ・ 区内で地震等の災害が発生した場合に、利用者の安否確認と、普段サービスを提供していない場所 (避難所等) での介護サービスの提供等をしていただく内容です。
- ・ 区と法人間で締結します。
- ・ 地域密着型サービス以外の事業所でも締結可能です。この場合、東京都の補助対象となります。

補助金の交付には他にも条件があります。

詳細は「荒川区介護職員等宿舍借上支援事業補助金交付要綱」及びQ&A集をご覧ください。

申請手続き (予定)

申請する場合は可能な限り10月31日(木)までに問い合わせ先へ電話連絡してください！

- ① 交付申請書の提出 (令和6年12月2日(月)～12月19日(木)ㄨ切)
- ② 実績報告書の提出 (令和7年4月3日(木)ㄨ切)
- ③ 交付額の確定 (令和7年4月下旬)
- ④ 補助金の支出 (令和7年5月中旬)

申請・問い合わせ 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

荒川区介護保険課事業者支援係 TEL：03-3802-3111内線2446

